	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
3　液化石油ガスを燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上1,141キログラム未満
	1,141キログラム以上1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満
	1,766キログラム以上1,891キログラム未満
	1,891キログラム以上2,016キログラム未満
	2,016キログラム以上2,141キログラム未満
	2,141キログラム以上2,266キログラム未満
	2,266キログラム以上
4　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	703キログラム未満
	703キログラム以上828キログラム未満
	828キログラム以上
5　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,016キログラム未満
	1,016キログラム以上
6　揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものにあっては、1,266キログラム以上）
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,516キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
7　軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	
8　軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものにあっては、1,516キログラム以上）
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,766キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）

（算定の申請）

第三条　前条の算定を受けようとする自動車製作者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　特定改造自動車に係る基本自動車に係る次に掲げる事項

イ　車名及び型式

ロ　車台の名称及び型式

ハ　車体の名称及び型式

ニ　幅及び高さ

ホ　乗車定員

ヘ　最大積載量、車両重量及び車両総重量

ト　原動機の型式及び総排気量又は定格出力

チ　一酸化炭素等発散防止装置に関する事項

リ　動力伝達装置に関する事項

ヌ　燃料の種類

ル　乗用自動車又は貨物自動車の別

ヲ　基本貨物自動車にあっては、構造Ａ（貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第５号。以下「貨物車判断基準告示」という。）１－１⑴の表に規定する構造Ａをいう。以下同じ。）又は構造Ｂ（貨物車判断基準告示１－１⑴の表に規定する構造Ｂをいう。以下同じ。）の別

ワ　エネルギー消費効率

カ　その他国土交通大臣が定める事項

三　特定改造自動車に係る次に掲げる事項

イ　幅及び高さ

ロ　前条の表の区分

ハ　車両重量の上限

ニ　原動機の型式及び総排気量又は定格出力

ホ　一酸化炭素等発散防止装置に関する事項

ヘ　動力伝達装置に関する事項